

介護保険における住宅改修

令和7年2月

平塚市福祉部介護保険課

目次

1 . 介護保険で利用できる住宅改修費支給制度について	
1 . 介護保険制度とは	1
2 . 介護保険で住宅改修費の支給を受けるには	1
2 . よりよい住宅改修のために	
1 . 住宅改修の重要性	2
2 . 住宅改修に当たって	3
3 . 住宅改修費の支給対象となる工事種別	
1 . 住宅改修の種類	5
4 . 支給限度基準額について	6
5 . 住宅改修費支給の申請について	
1 . 受領委任払と償還払	10
2 . 受領委任払の場合	10
3 . 償還払の場合	15
4 . 住宅改修費の算定の仕方	18
● 平塚市介護保険居宅介護住宅改修費の受領委任払に関する実施要領	21
● 住宅改修費支給関係書類の記載例	
◆ 住宅改修費受領委任払承諾書（第1号様式）	24
◆ 業務概要等（新規・変更）届出書（第2号様式）	26
◆ 債権者登録兼支払金口座振替依頼書	27
◆ 介護保険住宅改修事業者番号について（通知）	28
◆ 「債権者コード」の登録について（通知）	29
◆ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任状（第3号様式）	30
◆ 住宅改修費受領委任払承認通知書（第4号様式）	31
◆ 事業廃止（休止・再開）届出書（第5号様式）	32
◆ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（第6号様式）	33
◆ 介護保険償還払支給（不支給）決定通知書	34
◆ 住宅改修費受領委任払支給明細	35
◆ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ^{償還払用}	36
◆ 住宅改修が必要な理由書	37
◆ 工事費内訳書（見積書）	39
◆ 住宅改修箇所見取り図	40
◆ 着工前（完成後）の状態を確認できる書類	41
◆ 住宅改修承諾書1	42
◆ 住宅改修承諾書2	43

◆ 介護保険被保険者証	44
-------------	----

6 . 住宅改修に係る Q & A	45
-------------------	----

7 . 関係法令等

◆ 介護保険法（抜粋）	53
◆ 介護保険法施行規則（抜粋）	53
◆ 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額	55
◆ 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第45条第4項の規定により算定する額	55
◆ 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類	56
◆ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて	56
◆ 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について	57

1. 介護保険で利用できる住宅改修費支給制度について

1. 介護保険制度とは

高齢化が進行し、介護を必要とする高齢者が増える一方、介護する人の高齢化や、働きに出る女性の増加などで、家族だけで介護を担うことが難しくなっています。介護保険制度は、『介護』を社会全体で支え合うしくみとして、平成12年4月から、行政がサービスを決定する従来の措置制度から、契約により自由にサービスを選択する新たな社会保険制度として、スタートしました。

介護保険は、高齢者等の要介護状態の軽減及び悪化の防止、あるいは要介護状態になるのを予防することを目的としており、介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた環境において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないと法に定められており、サービスの提供はこの趣旨（すなわち『自立支援』）に沿って行われなければなりません。

介護保険では、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、市が保険者となり制度を運営します。介護保険からサービスを受けるためには、要介護認定を受けることが必要です。認定（要支援1～2、要介護1～5の7段階）を受けた方は、居宅介護支援事業者等を選んで、どのようなサービスが必要か介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談し、ケアマネジャーが作成したケアプランに沿ってサービスを利用します。利用者負担額は負担割合に応じて1割、2割又は3割です。

2. 介護保険で住宅改修費の支給を受けるには

要介護認定を受けた方が、現に居住する住宅に対して、手すりの取付け等、厚生労働省令で定められた種類の改修を行うとき^{*1}は、支給申請に係る所定の手続きをすることによって、介護保険から住宅改修費の支給を受けることができます^{*2}。

支給限度額は要介護状態区分（要支援1～2、要介護1～5）にかかわらず、同一住宅で20万円まで^{*3}です。このため、20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円（負担割合が2割負担の方は16万円、3割負担の方は14万円）となります。

支給は、市が要介護者の心身の状況や住宅の状況から必要と認めた場合に行われることとなっており、介護支援専門員等が住宅改修が必要な理由書を着工前に作成することになっています。施工業者や設計士は、介護保険の趣旨である『自立支援』のための改修を適切に行うためにも、高齢者の住環境整備についての基本的な知識を習得するとともに、実際の改修にあたっては、要介護者の心身の状況をよく知っている介護支援専門員や医師、理学療法士などと十分に連携をとることが大切です。

*1) 要介護認定の有効期間内に施工した分について支給が受けられます。

*2) 入院・入所中は支給されません。

*3) 転居した場合や介護の必要の程度が3段階以上あがった場合は、新たに20万円の支給限度額が利用できます。

2. よりよい住宅改修のために

1. 住宅改修の重要性

(1) 高齢者はどこに住むことを望んでいるか

高齢者の住生活に対する意識については、これまでも多くの調査がありますが、これらに共通していることは、次の3つです。

自分が長く生活してきた場所にそのまま住み続けたい。

同じ場所に住み続けることにより、近隣との交流を続けたい。

たとえ「寝たきり」になっても自宅で生活したい。

住み慣れた地域、住まいに住み続けることを希望している高齢者が多く、それを可能にする居住環境の整備が、大きな課題となっています。

(2) 住宅改修の必要性

高齢者が住み慣れた住宅で住み続けることを困難にしているのは、住宅のデザインの問題があります。

日本の住宅は、柔らかい畳があり、木の温もりが伝わるなど、高齢者に優しいと思われている反面、実は、欧米に比べて不便・不自由な点が数多くあります。

段差が多い

上りかまち、廊下と各部屋の間、洋室と和室の間などに段差がある。

尺貫法による制約

表示はメートル法であっても、その基本は尺貫法に基づいて設計されることが多く、廊下、階段、開口部等の幅員が狭い。

室面積が小さい

室面積が小さい家が多く、リビングや寝室等を広くとるため、トイレや浴室等が狭い。

和式（座式）の生活様式

和式（座式）の生活様式は、洋式の生活に比して、特に立ち上がり動作に負担が大きい。

こうした住宅のデザインは、高齢者の行動を著しく制約するもので、極めて不都合となっており、時には家庭内事故を誘発する一因ともなっています。

2. 住宅改修に当たって

(1) 高齢者の身体機能を理解し、住環境の課題を明らかにする

高齢者本人の身体機能を理解するため、主要な生活行為についての動作を把握します。このとき、どんな住環境のもとでその動作を行っているのかを調べ、生活の不便・不自由な点は何か、その原因は何かを明らかにするとともに、現在の住環境の課題を明らかにします。

住宅改修は、常に生活全体を眺めながら考えていくことが必要で、このような捉え方をしていけば、自ずと身体機能に適合した住宅改修が行えます。

(2) 地域の医療・福祉機器専門家との連携

高齢者に合わせた改修方針を立てるには、身体機能についてよく理解することが重要です。そのためには、理学療法士や作業療法士、医師、看護師等の専門機関との連携を行い、改修方針を決定するのが望ましく、普段から地域でのネットワークづくりを進めておくことが必要です。

(3) 住宅改修相談の注意点

高齢者の住宅改修は、しばしば本人不在のまま家族や周囲の関係者の間ですすめられることがありますが、できるかぎり本人も同席して一つ一つ確認しながらすすめましょう。住宅改修の相談に当たっては、次の点に注意することが必要です。

本人や家族の要望をよく聞く

高齢者本人や家族によっては、相談内容が整理しておらず、何をしてほしいのか要領を得ないこともあるので、相談を受ける側が相談内容の意味を聞き出し、話を要約し、確認しながら進めていくことが必要です。

相談に対応する場合、こちらは指導者でなく援助者・協力者の立場で接する

高齢者本人や家族に指示をするのではなく、一緒に考え、アドバイスをするという気持ちが大切です。高齢者本人や家族の相談内容に関心を示すとともに、必要に応じて説明を加えながら、最終的には住宅改修の提案に対して高齢者本人や家族が決定をするという手順が望ましいといえます。

あくまで、本人や家族が主役です。

高齢者の身体状況は通常は徐々に、しかし時には急激に変化する

身体状況の変化は、内的要因あるいは外的要因によって引き起こされますが、この変化は、どちらかといえば悪い方へ変化します。

例えば、つたい歩き、杖歩行までを考慮するのか、さらに身体機能が低下した車椅子移動までを想定して改修方針を立てるのは高齢者本人側の決めることですが、少なくとも本人が意思決定するのに必要なさまざまな条件のもとでの情報を提供しておくことが必要です。

(4) 介護のための配慮

加齢や疾病により身体機能が低下し、生活動作が一人でできなくなった場合には、住宅構造・設備上の配慮とともに、介助者のスペースをとること、福祉用具の活用等を考慮することが必要です。

介助者のスペースの確保

合理性・経済性を重んじるばかりに、各室の面積が小さくなり、介助が必要になった場合に介助が困難な場面が増えてきています。特に、浴室とトイレは、必要最小限の機能を充たせばよいと考えられ、他の部分のしわ寄せで極端に狭くなっていることが多くみられます。

最近では、ユニバーサルデザイン住宅の普及により、相対的に広がってきています。浴室では、180 cm×180 cm以上、トイレでは幅員 135 cmが介助スペースに望ましいと言われていています。

福祉用具の活用

住宅内で使用する福祉用具は、介護用ベッドや移動用リフト、入浴用いす、入浴台などさまざまですが、これらをうまく活用することによって、高齢者の自立的な生活を可能にし、生活意欲を盛り立てます。また、介助者の負担軽減にも繋げることができます。

福祉用具を使用するためには、幅員を広くするなど構造的な検討が必要な場合があります。さらに、介助が必要な場合には介助者のスペースを確保する必要もあり建築設計上の配慮が必要な場合が多くあります。

なお、本人や家族が福祉用具の使用を希望されても、医学的にみて適切でない場合もあるため、医師等専門職と福祉用具の使用について検討する必要があります。

(5) 住宅改修案の作成

住宅改修案を作成する場合には、先に述べた点に留意して行うことが必要ですが、以下の点にも注意して住宅改修の相談に対応します。

工事費見積について

住宅改修案を最終決定するには、工事費見積を提示しなければなりません。そのためには工事費用の予算をあらかじめ聞いておくことが必要です。しかし、予算内で納まらない場合もあり、いく通りもの提案を用意しそれぞれの特質を説明し、幅広く選択肢を示す必要があります。

図面段階での打ち合わせを十分に行う

住宅改修案を提示する場合、図面の段階での打ち合わせを十分に行う必要があります。その際には、後で誤解が生じないように、できるだけ丁寧に説明を行います。一般的に平面図、立体図、断面図等を用いても理解できない人が多いため、見取り図や施工例の写真を示すことで理解を深めることに繋がります。

工期について

工期については、病院からの退院時期に合わせて住宅改修を行いたいなどの希望を持たれている家族が多いため、工事期間が制限されることがあります。綿密な打ち合わせが必要です。

3. 住宅改修費の支給対象となる工事種別

1. 住宅改修の種類

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は以下のとおりです。

(1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置されるものです。手すりは二段式、縦付け、横付け等適切なものとし、なお、用具貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、敷居を低くする工事やスロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されたものです。

ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第五号に掲げる「浴室内のこ」を置くことによる段差の解消は除きます。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差解消する機器を設置する工事も除きます。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室において畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面において滑りにくい舗装材への変更等が想定されています。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は、保険給付の対象とはなりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えることや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定されています。ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。なお、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は保険給付の対象とはなりません。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第1号から第5号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる改修としては以下のものが考えられます。

手すり...壁の下地補強等

段差の解消...浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事、スロープ設置に伴う転落、脱輪防止の柵や立ち上がりの設置工事等

床又は通路面の材料の変更...下地補修や根太の補強、通路面の材料変更のための路盤整備等

扉の取替え...壁又は柱の改修工事等

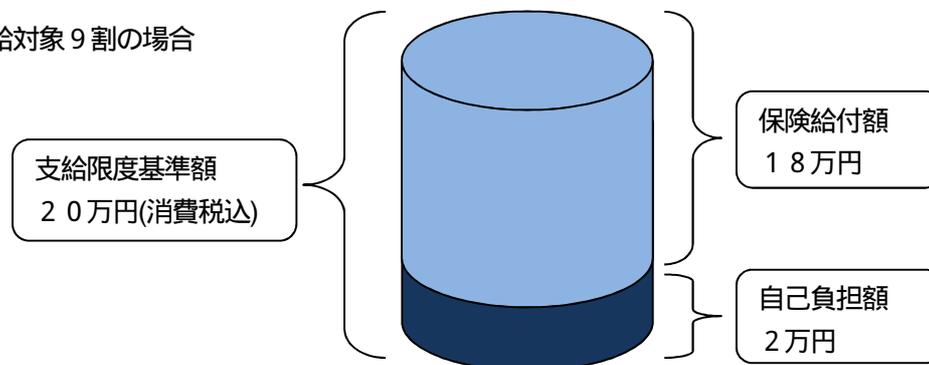
便器の取替え...給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)や便器の取替えに伴う床材の変更

4. 支給限度基準額について

(1) 支給限度基準額

(介護予防)居宅介護住宅改修費支給限度基準額は20万円までとなっています。改修に要した費用のうち支給対象の9割(2割負担の方は8割、3割負担の方は7割)が支給されます。また、20万円を超えた場合は、その部分は自己負担となります。

例) 支給対象9割の場合



(2) 介護の必要の程度の段階と支給限度額

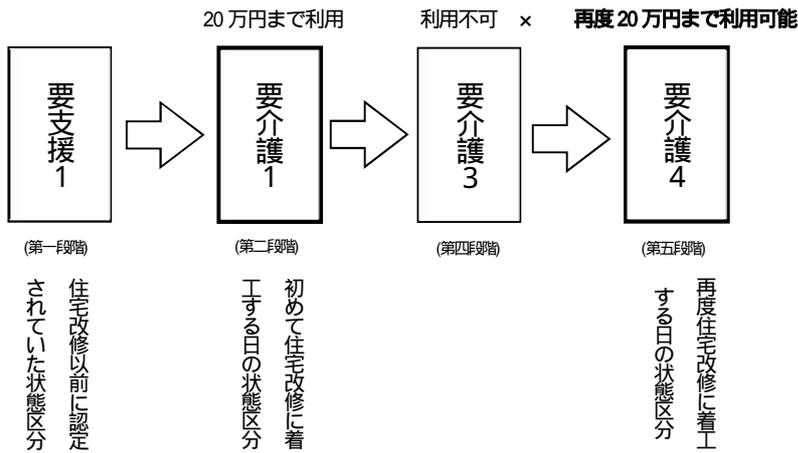
介護の必要の程度の段階にかかわらず、支給限度額は20万円となっています。(ただし、介護の必要の程度の段階が3段階以上上がった場合及び転居した場合については例外となります。)

例外 1 介護の必要の程度の段階が3段階以上上がった場合

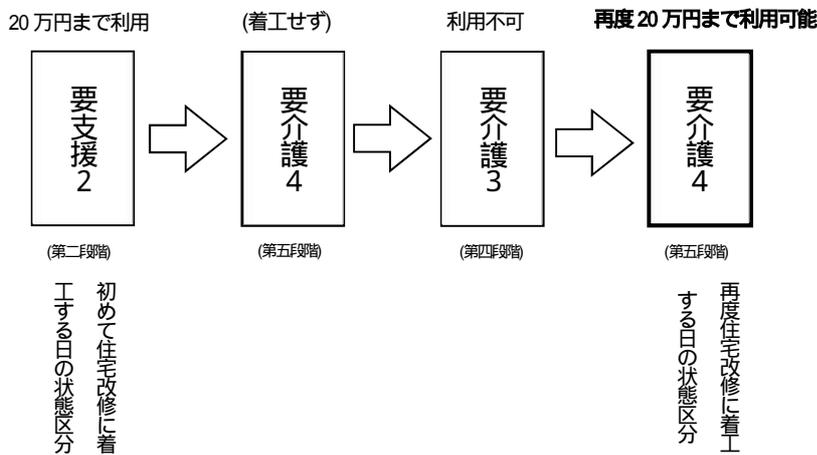
介護の必要の程度の段階が3段階以上上がった場合には、それまでの利用状況にかかわらず、再度20万円まで支給可能となります。(3段階リセットの例外)

このとき基準となるのは、初めて住宅改修を着工した日の要介護等状態区分を基準として、次に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合です。ただし、3段階リセットの例外は、一人の被保険者について1回限りとなります。

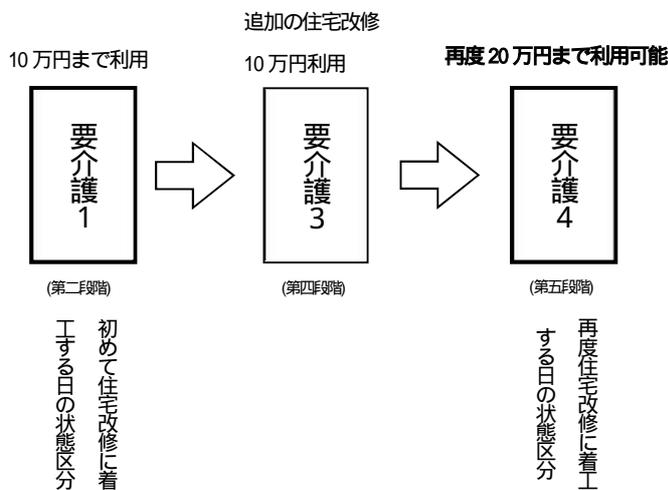
「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護、旧要支援



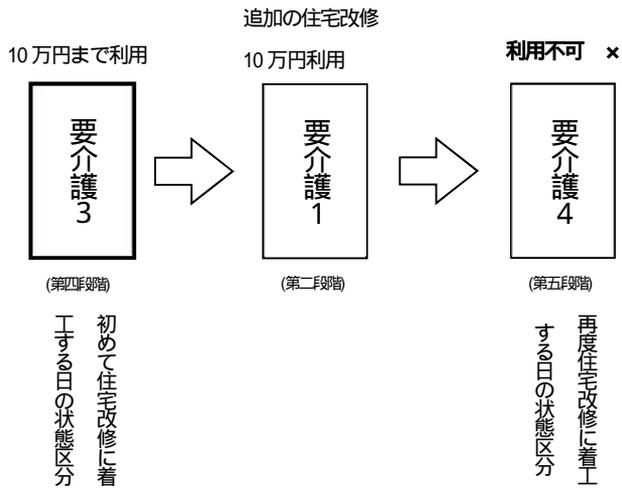
要支援1と認定された状態で住宅改修を行わず、要介護1となって初めて住宅改修を行った場合、要介護1を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上、上がった場合に支給可能となります。



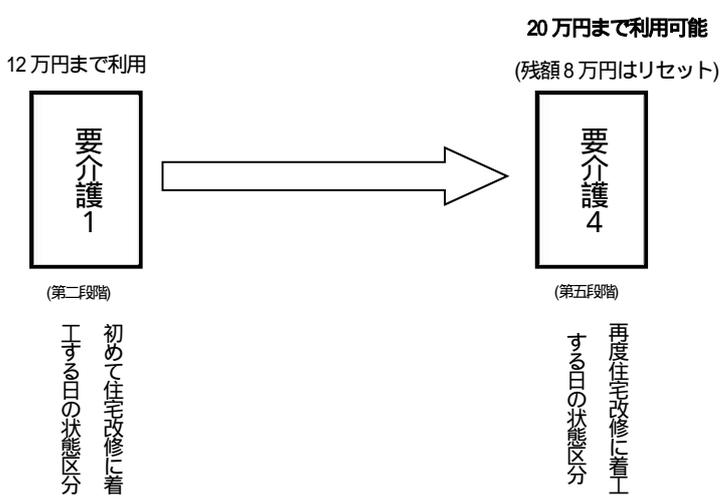
要支援2で初めて住宅改修を着工し、その後要介護4の認定を受けたものの、この時点で住宅改修を行わず、後に要介護3と変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要件を満たしていないため、3段階のリセットは適用されません。この場合、再び要介護4又は要介護5の認定がなされれば、再度20万円まで支給可能となります。



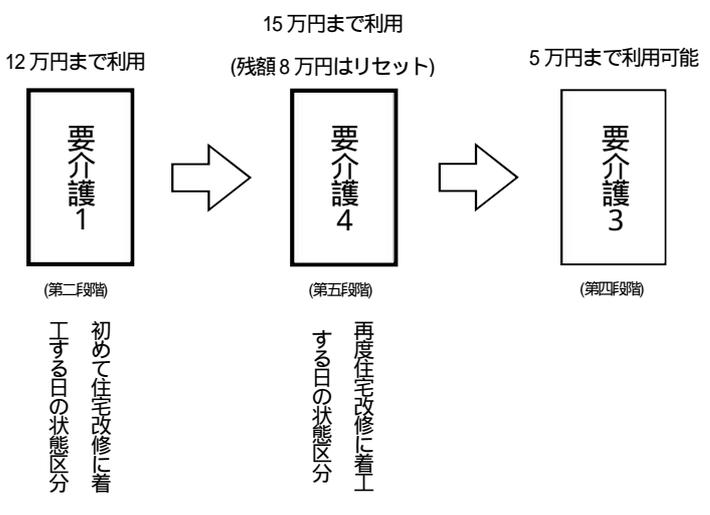
要介護1のときに初めて住宅改修に着工して10万円の支給を受け、後に要介護3の時点でも10万円の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階あがっているため、再度20万円まで支給可能となります。



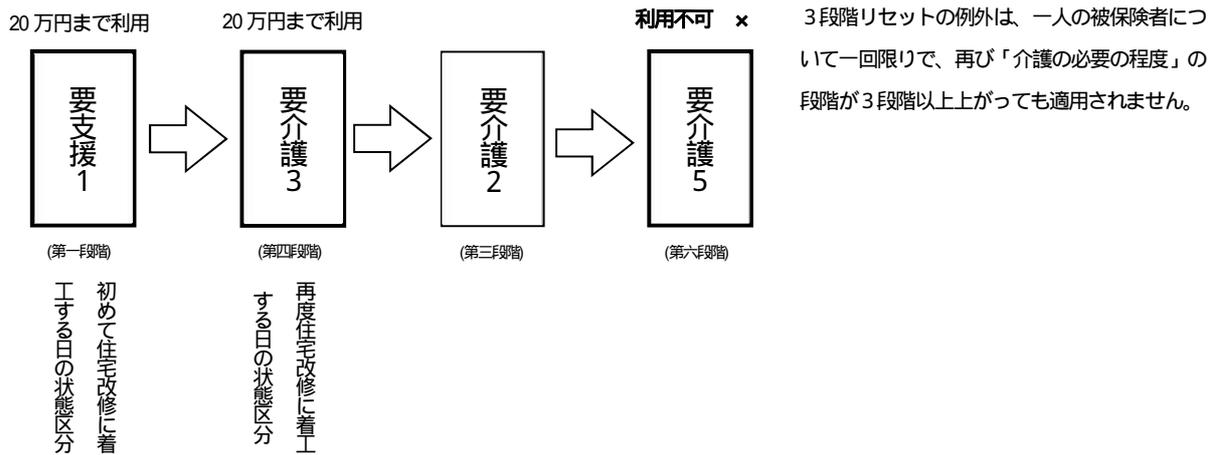
要介護3のとき初めて住宅改修を着工し、10万円の支給を受け、その後要介護1の時点で10万円の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護3が基準となるため、要介護4となった場合、再度住宅改修の支給を受けることはできません。



要介護1のときに12万円の支給を受け、支給可能残額があっても、その後要介護4で住宅改修を行った場合には、残額もリセットされ、再度住宅改修の支給限度額は20万円となります。



一度3段階のリセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらず、リセット後で支給限度額は20万円となります。

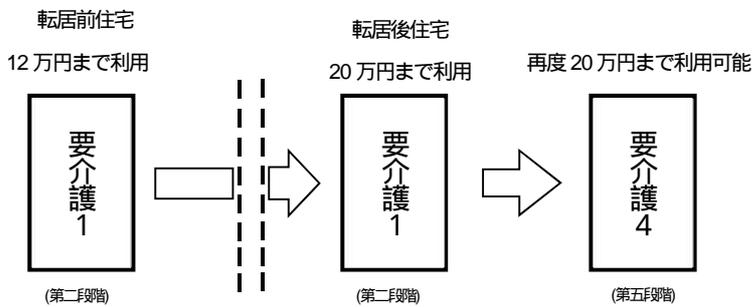


例外 2 転居した場合

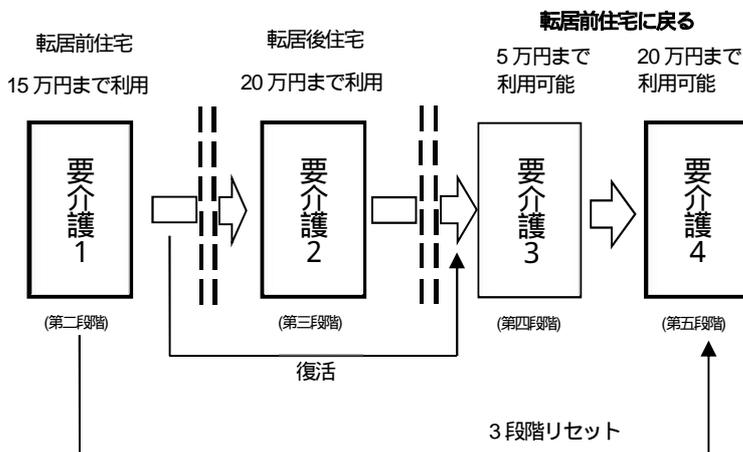
転居した場合には、転居前の住宅にかかる住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります。(転居リセットの例外)

前述の3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用されます。(転居リセットが優先)

転居前の住宅に再び転居した場合には、転居前の住宅にかかる支給状況が復活します。



転居した場合は、転居前の住宅にかかる支給状況にかかわらず、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります。また、3段階リセットの例外も転居後の住宅について初めて住宅改修を着工した日の介護等状態区分を基準とします。



転居前の住宅に再び戻った場合は、転居前の住宅にかかる支給状況が復活し転居リセットはなかったものとして取り扱います。従って、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のものが適用されます。

5. 住宅改修費支給の申請について

1. 受領委任払と償還払

住宅改修費支給の手続きには、受領委任払と償還払の2つの方法があります。

受領委任払とは...

工事前に市から承認を受け、工事を行い、工事が終了したら利用者はその費用から保険給付分を差し引いた額を施工業者へ支払います。その後、市に支給申請をして保険給付分を市が直接施工業者へ支払います。

償還払とは...

工事前に市から承認を受け、工事を行い、工事が終了したら利用者はその費用の全額をいったん施工業者へ支払います。その後、市に支給申請をして保険給付分の支給を受けます。

2. 受領委任払の場合

代理受領に係る「住宅改修費受領委任払承諾書」を提出した事業者のみが、受領委任払での住宅改修を行うことができます。

(1) 事業者の登録

1) 研修の受講

受領委任払を希望する事業者は、市が主催する住宅改修に関する研修を受講しなければなりません。

2) 登録に必要な書類の提出

1) の研修を受講した事業者は、下記の必要書類を揃え、市の介護保険課に提出します。

必要書類

住宅改修費受領委任払承諾書（第1号様式[P. 24 参照]）

業務概要等（新規・変更）届出書（第2号様式[P. 26 参照]）

債権者登録兼支払金口座振替依頼書 [P. 27 参照] （すでに債権者登録をしている事業者は提出不要）

登録後に ~ の届出事項に変更が生じた場合、速やかに変更届を市に提出してください。

3) 住宅改修事業者番号及び債権者コードの通知

登録に必要な書類を提出していただいた事業者に「事業者番号」及び「債権者コード」を付番し、通知します。[P. 28, 29 参照]

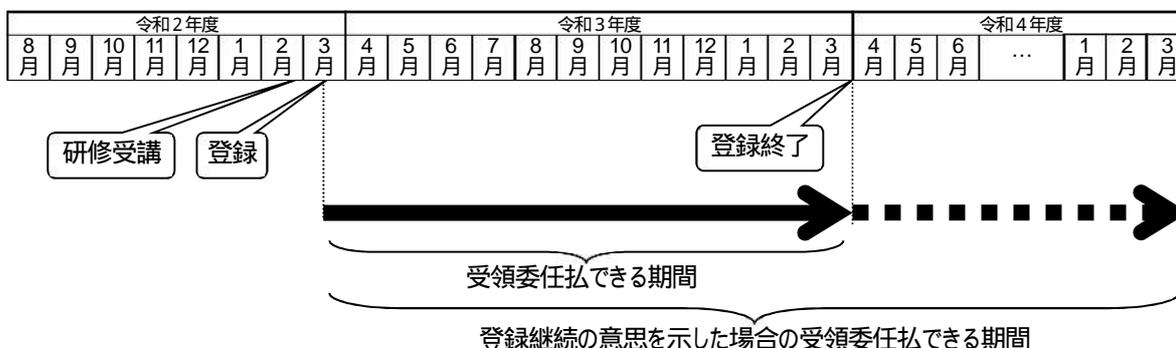
債権者コードの通知は、事業者番号とは別に市の会計課から発送します。

事業者番号及び債権者コード番号は受領委任払の手続きの際に毎回記載していただく番号となりますので、通知書は大切に保管してください。

4) 登録の更新

受領委任払事業者の登録の有効期限は、当該登録をした翌年度の末日までとなっています。ただし、登録有効期限内に登録継続の意思を示した場合、当該登録は更新されます。

例



(2) 受領委任払申請手続き

1) 介護支援専門員（ケアマネジャー）などに相談

住宅改修を希望する利用者（要介護認定を受けた被保険者）は、まずケアプラン作成を担当している介護支援専門員などに住宅改修の相談をします。

2) 住宅改修事業者の決定

利用者は、介護支援専門員等と相談したうえで市に登録された事業者の中から住宅改修を行う事業者を選び、工事を依頼します。

3) 事前審査に必要な書類の提出

住宅改修を依頼された事業者は、介護支援専門員等の意見も踏まえながら下記の必要な書類を揃え、市の介護保険課へ提出します。

必要書類

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任状（第3号様式）[P. 30参照]

住宅改修が必要な理由書[P. 37参照]

工事費内訳書（見積書）[P. 39参照]

住宅改修箇所見取り図（平面図等）[P. 40参照]

着工前の状態を確認できる書類（改修箇所ごとの改修前の日付入り写真）[P. 41参照]

住宅の所有者の承諾書（所有者が本人、同居の家族以外の場合）[P. 42, 43参照]

受領委任状は被保険者本人が市へ提出するものですが、本人の依頼により事業者やケアマネが代行することができます。

書類の提出は、必ず着工前に行ってください。また、要介護認定の有効期間内であること、給付制限（支払方法の変更、支払の一時差止）を受けていないことを介護保険被保険者証で必ず確認してください。

被保険者本人が入院・入所中の場合は、受領委任払は利用できません。

要介護認定の新規・区分変更申請中の方は、認定結果が届いてからでなければ受領委任払は利用できません。

例では、着工後の写真も入っていますが、事前申請時は着工前の写真のみで結構です。

書類作成に当たっての留意事項・チェックリスト

資格確認	被保険者は、在宅で生活している(入院・入所中でない)	
	要介護・要支援認定結果が出ている	
提出書類・確認事項		チェック
○ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任状		
	必要事項が全て記載されている	
	住宅改修を行う住宅は、被保険者証に記載されている住所と一致している	
	委任者(被保険者本人)名が記名されている	
○ 住宅改修が必要な理由書(P1)及び(P2) 注		
	必要事項が全て記載されている 以下の点に注意してください 理由書(P1)「生年月日」「介護度」「年齢」「現地確認日」「作成日」「福祉用具の現状の利用状況と住宅改修後の想定」 理由書(P2)「各項目のチェック」 指導事例 理由書の作成日が、現地確認日以前になっていた。現地確認を行ってから理由書を作成してください。	
○ 工事費用見積書		
	見積書のあて名が利用者である「被保険者氏名」が記載されている	
	改修の種類・箇所ごとに品目・使用・単価・数量・金額等が記載されている (ユニットバスの場合、天井、壁等保険対象外となる部材があります。各部材ごとの金額を明記してください。)	
	材料費と工賃を区分けして記載されている (工事一式は不可) 指導事例 見積日付が、理由書の現地確認日以前になっていた。ケアマネ等理由書作成者が現地確認を行い、住宅改修の必要箇所を協議し、見積を作成してください。	
○ 写真		
	写真の枠内に撮影した日付が入っている	
	全ての改修箇所及び部材が確認できる写真が添付されている	
	手すり等の設置位置にマーキング等がされている	
	段差解消の場合、段差の状況がものさし等で表示されている	
○ 図面		
	完成予定の状態が分かる図面となっている	
	全ての改修箇所が確認できる図面が添付されている	
○ 住宅改修の承諾書(賃貸住宅、所有者が別居の家族の場合に必要)		

注 理由書は、基本的に介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成します。

地域包括支援センター職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する方も理由書を作成できますが、ケアプランを作成している介護支援専門員がいる場合は十分に連絡調整を行う必要があります。

4) 受領委任払承認通知書の送付

市が事前審査し、受領委任適用又は不適用の決定を行い通知します。[P. 3 1 参照]
概ね1週間で通知しますが、現地確認が必要となる場合は現地確認日以降に送付します。

適用の決定をした場合

事業者へ適用決定を通知します。利用者(被保険者)に適用決定された旨を伝え、改修工事を行ってください。また、工事完了後に改修箇所ごとに写真を撮影してください。

この通知は、受領委任払について決定するものであり、支給決定については完了後の支給申請を受け、別に決定します。

不適用の決定をした場合

不適用の理由を添え被保険者本人へ決定を通知します。事業者の方は、被保険者の承諾を得たうえで不適用の理由を確認し、必要な対処をしてください。

不適用の理由

資格喪失のため

転出、死亡等の理由により平塚市の被保険者としての資格を喪失しているため、住宅改修費の支給を受けることができません。

転出の場合は、転出先の市区町村で現に居住する住宅の改修を行った時には当該市区町村で支給を受けられる可能性があります。転出先の市区町村へ御確認下さい。

要介護認定等有効期間外のため

要介護(要支援)認定の有効期間が切れているため、住宅改修費の支給を受けることができません。新規に要介護認定の申請を行い、認定結果が通知されてからでなければ支給を受けることはできません。

認定の有効期間は介護保険被保険者証の「認定の有効期間」の欄を御確認ください。[P. 4 4 参照]

限度額超過のため

既に別件で支給限度額まで利用しているため、住宅改修費の支給を受けることができません。

転居した場合や介護の必要の程度が3段階以上上がった場合は、新たに20万円まで利用できます。

支払方法変更又は給付差し止めの記載を受けているため

介護保険料の滞納があるため、介護保険給付の「支給方法の変更」又は「支払いの一時差止」の措置を受けているため、償還払でのみ住宅改修費の支給を受けることができます。

給付制限を受けているかどうかは、介護保険被保険者証の「給付制限」の欄を御確認ください。

住所地以外の住宅改修にあたるため

現に居住する住宅(住民票上の住所)以外の住宅に対する改修工事は、住宅改修費の支給を受けることはできません。

介護保険の住宅改修の種類がないため

介護保険制度で認められている住宅改修の種類[P. 5 参照]に該当しないため、住宅改修の支給を受けることはできません。

その他

不適用の理由に疑義がある場合は、市の介護保険課にお問い合わせください。

5) 工事代金の支払

事業者は利用者（被保険者）から工事代金（保険給付対象額を除く）の支払いを受け、領収書を交付します。

保険対象外の費用については、全額利用者負担となります。

介護保険料の滞納があり、利用時支払額が3割とする措置（給付額の減額）を受けている場合は、負担割合証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。「給付額の減額」の措置を受けているかどうかは、介護保険被保険者証の「給付制限」の欄を御確認ください。[P.44参照]

領収書は、保険対象外の費用を含む金額で構いません。

6) 住宅改修費の支給申請（受領委任払）に必要な書類の提出

住宅改修を行った事業者は、下記の必要書類を揃え、市の介護保険課へ提出します。

必要書類

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（第6号様式[P.33参照]）

領収書原本

完成後の状態が確認できる書類(改修箇所ごとの完成後の日付入り写真)[P.41参照]

住宅改修費受領委任払承認通知書[P.31参照]の写し

追加・変更書類等（追加や変更がある場合のみ）

書類作成に当たっての留意事項・チェックリスト

提出書類・確認事項		チェック
○ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書		
	「申請日付」以外の事項が全て記載されている 「債権者コード」「事業所番号」等の記載漏れが見受けられますので注意してください	
○ 介護保険住宅改修受領委任払承認通知書の写し		
○ 写真		
	写真の枠内に撮影した日付が入っている	
	全ての改修箇所及び部材が確認できる写真が添付されている	
	段差解消の場合、段差の状況がものさし等で表示されている	
○ 領収書		
	宛名が被保険者本人の氏名になっている	
	領収金額が、5万円以上(税抜)の場合収入印紙が貼られている。 5万円以下(税抜)の場合、本体価格と消費税の内訳も記載してください。	
	原本が添付されている。 写しも添付している場合、申請受付後、窓口で原本を返却します。 写しがない場合、支給決定通知に原本を同封し、被保険者本人に郵送いたします。	

7) 支給決定通知書の送付

提出していただきました申請書類を市が審査し、住宅改修費の支給又不支給の決定をし、被保険者本人に通知します。[P. 3 4 参照]

また、支給決定した場合には事業者に「住宅改修費受領委任払支給明細」を通知します。[P. 3 5 参照]

支給（不支給）決定通知書は、支給申請した月の翌月下旬ごろ郵送します。

住宅改修費受領委任払支給明細は、当該事業者の1ヶ月分の支給決定分の振込内訳を通知するものです。1つの事業所で同月に複数の支給決定があった場合、決定内容を一覧にして通知します。支給申請した月の翌月下旬ごろに郵送します。

支給内容や不支給の理由等に疑義がある場合は、市の介護保険課までお問い合わせください。

3. 償還払の場合

代理受領に係る「住宅改修受領委任払承諾書」を提出していない事業者が住宅改修を行う場合、償還払での支給申請をします。

(1) 償還払申請手続き

1) 介護支援専門員（ケアマネジャー）などに相談

住宅改修を希望する利用者（要介護認定を受けた被保険者）は、まずケアプラン作成を担当している介護支援専門員などに住宅改修の相談をします。

2) 住宅改修事業者の決定

利用者は、介護支援専門員等と相談したうえで住宅改修を行う事業者を選び、工事を依頼します。（市に登録された事業者以外でも構いません。）

3) 事前審査に必要な書類の提出

住宅改修を依頼された事業者は、介護支援専門員等の意見も踏まえながら下記の必要な書類を揃え、市の介護保険課へ提出します。書類確認後、提出した必要書類と共に「住宅改修事前申請に伴う確認結果について」をお渡しします。

必要書類

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書[P. 3 6 参照]

住宅改修が必要な理由書[P. 3 7 参照]

工事費内訳書（見積書）[P. 3 9 参照]

住宅改修箇所見取り図（平面図等）[P. 4 0 参照]

着工前の状態を確認できる書類(改修箇所ごとの改修前の日付入り写真)[P. 4 1 参照]

住宅の所有者の承諾書(所有者が本人、同居の家族以外の場合)[P. 4 2 , 4 3 参照]

支給申請書は被保険者本人が市へ提出するものですが、本人の依頼により事業者やケアマネが代行することができます。書類の提出は、必ず着工前に行ってください。また、要介護認定の有効期間内であることを介護保険被保険者証等で必ず確認してください。また、入院・入所中の場合は、窓口で担当者へお伝えください。

書類作成に当たっての留意事項・チェックリスト

提出書類 ・ 確認事項		チェック
○ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書		
	「着工日」「完成日」「日付」以外の事項が全て記載されている	
	住宅改修を行う住宅は、被保険者証に記載されている住所と一致している	
	申請者が本人以外の場合、本人との関係が記載されている	
	支給口座の名義人が本人以外の場合、口座名義人欄に本人との関係を記載されている 申請者と同じ場合は不要です。	
○ 住宅改修が必要な理由書(P1)及び(P2) 注		
	必要事項が全て記載されている 以下の点に注意してください 理由書(P1)「生年月日」「介護度」「年齢」「現地確認日」「作成日」「福祉用具の現状の利用状況と住宅改修後の想定」 理由書(P2)「各項目のチェック」 指導事例 理由書の作成日が、現地確認日以前になっていた。現地確認を行ってから理由書を作成してください。	
○ 工事費用見積書		
	見積書のあて名が利用者である「被保険者氏名」が記載されている	
	改修の種類・箇所ごとに品目・使用・単価・数量・金額等が記載されている (ユニットバスの場合、天井、壁等保険対象外となる部材があります。各部材ごとの金額を明記してください。)	
	材料費と工賃を区分けして記載されている (工事一式は不可) 指導事例 見積日付が、理由書の現地確認日以前になっていた。ケアマネ等理由書作成者が現地確認を行い、住宅改修の必要箇所を協議し、見積を作成してください。	
○ 写真		
	写真の枠内に撮影した日付が入っている	
	全ての改修箇所が確認できる写真が添付されている	
	手すり等の設置位置にマーキング等がされている	
	段差解消の場合、段差の状況がものさし等で表示されている	
○ 図面		
	完成予定の状態が分かる図面となっている	
	全ての改修箇所が確認できる図面が添付されている	
○ 住宅改修の承諾書(賃貸住宅、所有者が別居の家族の場合に必要)		

注 理由書は、基本的に介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成します。

地域包括支援センター職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する方も理由書を作成できますが、ケアプランを作成している介護支援専門員がいる場合は十分に連絡調整を行う必要があります。

4) 工事の施工

施工業者は、介護支援専門員等の意見も踏まえながら改修工事を行ってください。
また、着工前と工事完了後のそれぞれ改修箇所ごとの日付入りの写真を撮影してください。

5) 工事代金の支払

事業者は利用者（被保険者）から工事代金の支払を受け、領収書を交付します。
領収書は、保険対象外の費用を含む金額で構いません。
保険対象外の費用は、全額利用者負担となります。

6) 住宅改修費の支給申請（償還払）に必要な書類の提出

住宅改修を行った後に、下記の必要書類を揃え、市の介護保険課に提出します。

必要書類

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 [P . 3 6 参照]

事前申請時に使用した書類（住宅改修が必要な理由書、工事費内訳書（見積書）、住宅改修箇所見取り図（平面図等）、着工前の状態を確認できる書類、住宅の所有者の承諾書）

完成後の状態を確認できる書類(改修箇所ごとの改修後の日付入り写真) [P . 4 1 参照]

領収書原本

住宅改修事前申請に伴う確認結果について

支給申請書は被保険者本人が市へ提出するものですが、本人の依頼により事業者やケアマネが代行することができます。
書類の提出は、要介護認定の有効期間内であること、被保険者本人が入院・入所中でないことを必ず確認して行ってください。

書類作成に当たっての留意事項・チェックリスト

退院・退所確認	被保険者は、住宅改修を実施した家で生活している(在宅である)	
	被保険者は、 年 月 日に退院・退所 入院・入所中の場合、事後申請はできません。退院・退所後に申請してください。	
提出書類 ・ 確認事項		チェック
○ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書		
	「申請日付」以外の事項が全て記載されている	
○ 住宅改修事前申請に伴う確認結果について		
○ 事前申請時に使用した書類すべて ・住宅改修が必要な理由書(P1)及び(P2) ・工事費用見積書 ・写真(工事前に撮影した写真) ・図面 ・住宅改修の承諾書(賃貸住宅、所有者が別居の家族の場合に必要な承諾書は必要な場合のみ。)		

○ 写真(工事後に撮影した写真)		
	写真の枠内に撮影した日付が入っている	
	全ての改修箇所及び部材が確認できる写真が添付されている	
	段差解消の場合、段差の状況がものさし等で表示されている	
○ 領収書		
	宛名が被保険者本人の氏名になっている	
	領収金額が、5万円以上(税抜)の場合収入印紙が貼られている。 5万円以下(税抜)の場合、本体価格と消費税の内訳も記載してください。	
	原本が添付されている。 写しも添付している場合、申請受付後、窓口で原本を返却します。 写しがない場合、支給決定通知に原本を同封し、被保険者本人に郵送いたします。	

7) 支給決定通知書の送付

提出していただいた申請書類を市が審査し、住宅改修費の支給又は不支給の決定をし、被保険者本人に通知します。[P.34参照]

支給(不支給)決定通知書は、支給申請した月の翌月下旬ごろ郵送します。

支給内容や不支給の理由等に疑義がある場合は、市の介護保険課までお問い合わせください。

4. 住宅改修費の算定の仕方

(1) 住宅改修の設計及び積算の費用について

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として扱うことができますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については、住宅改修費の支給対象となりません。

(2) 新築または増築の場合

新築の場合 住宅改修の支給対象となりません。

増築の場合 新たに居室を設ける場合には、支給対象となりません。廊下の拡張に伴って手すりを取り付ける場合、トイレの拡張に伴い和式から洋式へ取り替えた場合等は、それぞれの「手すりの取り付け」「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ支給対象となりますので下記(3)の方法により、支給対象部分を算定します。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合

支給対象部分の抽出 対象部分について、面積、長さ等数量を特定して抽出し、それぞれの単価に乗じて金額を算定します。

按分による方法 解体費や材・工に区分するのが困難な工事科目については、有意な方法で対象範囲を按分し、その根拠を明示します。

(4) 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者等が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合には、材料費が支給対象となります。この場合の「住宅に要した費用に係る領収書」は、材料の販売者が発行したものとし、添付する工事費用内訳書（見積書）は、使用した材料の内訳を記載されたものとします。

被保険者等が自ら住宅改修を行う場合も事前申請が必要となります。

(5) 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことができます。ただし、一つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修が行われる場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、それが重複しないようにします。つまり、手すりを複数箇所設置した場合には、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれで住宅改修費の申請を行います。

同一の便器の取替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することはできません。同様に共用の居室の床材の変更を行った時もいずれか一方で支給申請を行います。

住宅改修費支給手続きフロー

受領委任払	償還払
<p>1 住宅改修が必要である理由書の記載 (介護支援専門員等)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2 住宅改修費受領委任状の提出 (添付書類：理由書、工事内訳書、見取り図、着工前の状態が確認できる日付入りの写真等)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3 事前審査 (登録事業者か、限度額、工事箇所等の要件確認)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4 住宅改修費受領委任払承認通知書発送 (添付書類は、市で保管) 【市 登録事業者】</p>	<p>1 住宅改修が必要である理由書の記載 (介護支援専門員等)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2 事前承認申請 (添付書類：理由書、工事内訳書、見取り図、着工前の状態が確認できる日付入りの写真等)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3 事前審査 (限度額、工事箇所等の要件確認)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4 「住宅改修事前申請に伴う確認結果について」の発行 (事前承認申請時の書類を併せて返却) 【市 事前審査申請者】</p>
<p>工 事 着 工</p> <p>工 事 完 了</p>	
<p>4 改修費(保険自己負担分)の支払 (ただし、保険適用外は全額利用者負担)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>5 住宅改修費支給申請書の提出 (添付書類：領収書、完成後又は施工中の写真、住宅改修費受領委任払承認通知書の写し)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>6 支給決定通知書の送付 (申請の翌月下旬) 【市 被保険者】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>7 保険給付費の支給 (保険給付分を申請の翌月下旬に事業者へ振込) 【市 登録事業者】</p>	<p>4 改修費の全額支払</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>5 住宅改修費支給申請書の提出 (添付書類：理由書、領収書、工事内訳書、完成前後の写真等、見取り図、確認書)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>6 支給決定通知書の送付 (申請の翌月下旬) 【市 被保険者】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>7 保険給付費の支給 (保険給付分を申請の翌月下旬に被保険者の指定する口座へ振込) 【市 被保険者】</p>

平塚市介護保険居宅介護住宅改修費の受領委任払に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項又は第57条第1項に基づき支給する住宅改修に係る保険給付（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）の受領について委任して行う支給手続（以下「受領委任払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の登録)

第2条 住宅改修を施工する者（以下「事業者」という。）であって、本市が主催する住宅改修に関する研修を受講した者が所属するものは、住宅改修給付費受領委任払取扱事業者名簿（以下「事業者名簿」という。）への登録を申請することができる。

2 前項の申請は、住宅改修費受領委任払承諾書（第1号様式）に、業務概要等（変更）届出書（第2号様式。以下「届出書」という。）を添えて行わなければならない。

(登録事業者の責務等)

第3条 登録事業者は、関係法令等を遵守するとともに、その居宅において、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

2 市長は、居宅要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者等に対し、事業者名簿及び登録事業者の業務内容等について情報提供を行う。

(受領委任払)

第4条 居宅要介護被保険者等は、登録事業者により住宅改修を行ったときは、当該登録事業者に居宅介護住宅改修費等の受領について委任することができる。この場合において、市長は、居宅要介護被保険者等からの申請を審査した上、適正と認めた居宅介護住宅改修費等を当該登録事業者に支払うものとする。

2 居宅要介護被保険者等が、法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けている場合又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けている場合については、この要領で規定する居宅介護住宅改修費等の受領委任払による保険給付は行わない。

(受領委任状の提出)

第5条 居宅要介護被保険者等は、受領委任払の方法により居宅介護住宅改修費等の支給を受けるときは、住宅改修を行う前に介護保険居宅介護（支援）住宅改修費受領委任状（第3号様式。以下「委任状」という。）により当該登録事業者を受領の委任を行うとともに当該委任状に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(受領委任の適用決定)

第6条 市長は、前条の委任状を受領した場合は、速やかに当該受領委任払の適用について判断を行い、適用するときは介護保険居宅介護（支援）住宅改修費受領委任決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）を当該登録事業者に交付し、適用しないときは、要介護被保険者等に通知するとともに、その理由を示すものとする。ただし、要介護被保険者等又は当該登録事業者が当該委任状の提出を取下げたときは、この限りでない。

（住宅改修の実施）

第7条 登録事業者は、決定通知書の交付を受けた後に住宅改修を実施するものとする。

2 居宅要介護被保険者等又は登録事業者は、住宅改修を取り消した場合は、速やかに本市に連絡するものとする。

（変更の届出等）

第8条 登録事業者は、事業者名、所在地その他届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに届出書により市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、届出に係る住宅改修の事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、あらかじめ事業廃止（休止・再開）届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（報告等）

第9条 市長は、居宅介護住宅改修費等の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者又はその従業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出を求め、又は職員により関係者に対して質問をさせ、若しくは届出書に記載された事業者について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（登録事業者の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者名簿への登録を取り消すことができる。

- （1）登録事業者が事業者名簿への登録の取り消しを求めた場合
- （2）居宅要介護被保険者等が求めるにも関わらず、正当な理由なく受領委任払を拒否した場合
- （3）この要領に定める所定の手続を行わなかった場合
- （4）登録事業者の責に帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の身体、財産等を傷つけた場合
- （5）本市が主催する住宅改修に関する研修を受講しなかった場合
- （6）その他市長が名簿への登録取消しについて必要と認める場合

（領収書等）

第11条 登録事業者は、居宅介護住宅改修費等の支払をした居宅要介護被保険者等に対し領収書を交付するとともに、現に要した費用の内訳書（以下「内訳書」という。）を併せて交付するものとする。

2 前項の領収書及び内訳書は、それぞれ居宅介護住宅改修費等に係るものとその他の費用の額を区分して、その区分ごとの明細も記載しなければならない。

(支給申請手続等)

第12条 居宅要介護被保険者等は、居宅介護住宅改修費等の支給申請を行う場合は、速やかに介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書(第6号様式)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、居宅要介護被保険者等から前項の申請があったときは、当該居宅介護住宅改修費等に係る支給決定又は不支給決定を行い、その旨を当該居宅要介護被保険者等に通知しなければならない。

3 市長は、前項の支給決定を行った場合は、その旨を当該登録事業者に通知するものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(様式の利用の特例)

第14条 この要領に定める様式の利用については、「神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システム」を利用して届出等を行う場合は、この限りでない。

附 則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行し、施行日以前に登録をしている事業者については、第2条第1項の登録を完了しているものとみなす。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

令和3年 3月20日

（提出先）

平塚市長

所在地 平塚市平塚12丁目19番20号

事業者名 浅間建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 浅間 太郎

住宅改修費受領委任払承諾書

・居宅要介護被保険者等から介護保険の住宅改修に係る保険給付についての受領の委任の申し出があった場合は、居宅要介護被保険者等からは保険給付分を除いた自己負担額の支払いを受け、保険給付分については、委任に基づいて受領することを承諾します。

・事業者名簿への登録を希望します。

・住宅改修工事を行うにあたっては、次の事項を遵守します。

- 1 介護保険給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令及び平塚市介護保険居宅介護住宅改修費の受領委任払に関する実施要領（以下「要領」という。）等を遵守すること。
- 2 事業者は、居宅要介護被保険者等が、その居宅において能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、その心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うにあたっては、本市、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
特に、居宅介護支援事業者等と住宅改修着工前の相談・確認の手続きを経ていること。
- 4 居宅要介護被保険者等から、介護保険住宅改修を受領委任払で行うことを求められた場合には、その都度、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の期間、要領第4条第2項の保険給付の制限に関する規定の適用を受けていないこと等、当該受領委任払が可能であるかどうかについて確認すること。
- 5 正当な理由なく、受領委任払による住宅改修の提供を拒まないこと。
- 6 当該住宅改修を受領委任払にて行う場合、その施工に係る見積書を作成して居宅要介護被保険者等に発行し、了承を得ること。その際、見積書には、当該住宅改修の内容、箇所及び規模、住宅改修に要する費用（保険給付分及び自己負担分の内訳の見込みを含む。）並びに施行事業者名、連絡先等を明記すること。
また、居宅要介護被保険者等が見積りを取ることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。
- 7 当該住宅改修に関する見積書の記載事項に変更があった場合には、速やかに、その変更の内容を当該居宅要介護被保険者等に通知すること。

裏面に続く。

- 8 住宅改修費については、負担割合に応じた自己負担額の支払いを居宅要介護被保険者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担金の受領後、居宅要介護被保険者等へ領収書及び内訳書を発行すること。
- 9 住宅改修を受領委任払により受給する居宅要介護被保険者等が、次の各号に掲げる事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を本市に通知すること。
 - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うに当たって必要な手続等に関し協力しないとき。
- 10 居宅要介護被保険者等からの苦情等があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応を行うこと。
- 11 住宅改修の施工に伴い、登録事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。
- 12 登録事業者の役員若しくは従事者又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 13 業務概要等届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を別紙様式にて、市長に届け出ること。

以 上

業務概要等（ 新規 ・ 変更 ）届出書

<input checked="" type="radio"/> 新規 ・ <input type="radio"/> 変更 （どちらかに）		届出日 令和2年 3月 20日		営業の形態 個人 ・ <input checked="" type="radio"/> 法人	
事業者番号	9 9	新規の場合は記入不要			
フリガナ		センゲンケンセツ（カ）			
事業者名		浅間建設株式会社			
所在地					
〒254-0052					
平塚市平塚12丁目19番20号					
電話0463(11)1111 FAX0463(11)1112					
代表者					
職名・氏名		代表取締役 浅間 太郎			
事業開始日					
平成 10年 4月 1日					
営業時間・休業日					
営業時間：午前9時～午後6時 / 休業日：土・日・祝日					
従業員数					
10 人					
うち1級建築士 1 人					
2級建築士 1 人					
その他の有資格者（資格名称と人数を記載してください。）					
2級管工事施工管理技士 2 人					
福祉住環境コーディネーター2級 1 人					

変更の場合は、変更部分及び事業者名を記載してください。

債権者登録兼支払金口座振替依頼書

年 月 日

(提出先)
平塚市会計管理者

<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 変更	
業者番号	債権者コード

住 所	〒 254 - 0052 平塚市浅間町 12 丁目 19 番 20 号	
フリガナ	センゲンケンセツ株式会社	
商号または法人名 (団体名)	浅間建設株式会社	印
氏名フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク センゲン タロウ	
氏 名 (代表者職・氏名)	代表取締役 浅間 太郎	印
電 話 番 号	0 4 6 3 1 1 1 1 1 1	
F A X 番 号	0 4 6 3 1 1 1 1 1 2	

私が平塚市から受ける支払金について、今後は下記の口座へお振り込みください。
なお、本依頼書に記入した事項に関しては、平塚市の電子計算組織に記録されることに同意します。

振 込 先	金融機関名	<input checked="" type="radio"/> 銀行 <input type="radio"/> 信用金庫 <input type="radio"/> 農 協 <input type="radio"/> 信用組合								<input checked="" type="radio"/> 本店 <input type="radio"/> 支店 <input type="radio"/> 支所	
	預金種別	<input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座	口座番号	9	9	9	9	9	9	9	
	フリガナ	センゲンケンセツ(カ)									
	口座名義	浅間建設株式会社									

変更箇所をチェックしてください(変更の場合のみ)

法人・団体名 代表者職名 代表者氏名 所在地 電話・FAX 番号
振込先情報 印鑑 その他()

押印を省略する場合は、登記事項証明書、印鑑証明書のいずれか一つの写しを添付してください。

ご担当者名：浅間 次郎 連絡先： 0463-11-1111

浅間建設株式会社様

介護保険課長

介護保険住宅改修事業者番号について(通知)

このことについて、次のとおり事業者番号を付番しましたので通知いたします。

記

事業者番号	登録事業者名
992499999	浅間建設株式会社

登録年月日	令和〇〇年〇月〇〇日
-------	------------

【お願い】

この度、通知いたします「事業者番号」は、今後、受領委任払の手続において必ず記載していただく番号となりますので、この通知書は大切に保管してください。

また、別に会計課からご通知する「債権者コード番号」についても、同様に必要となりますので大切に保管してください。

以上

(事務担当は介護保険課介護給付担当)

電話0463-23-1111 内線2472

年（2000年）〇月 日

浅間建設株式会社 様

平塚市会計管理者
（公・契印省略）

「債権者コード」の登録について（通知）

次のとおり債権者コードを決定し、登録いたしましたので、御通知申し上げます。

このコード番号は支払請求の際、請求書などに必ずご記入くださるよう、お願いいたします。

御記入いただきますと、ご指定の口座に振り込まれます（毎回わざわざ金融機関名、口座番号など記入する必要がなくなります）。正確で迅速な振込のためにも、御記入のほどよろしくお願いいたします。

記

債権者コード番号

1	0	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---

なお、登録後に法人名・金融機関名・名義人・口座番号等の変更が生じた場合は、お手数ですが、別紙の「債権者登録変更届」を会計課にご提出ください。

以 上
（事務分担は会計課会計担当）

(提出先)
平塚市長

利用者 事業者 保険者
(受領委任払用)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任状		
被 保 険 者 番 号	被 保 険 者 氏 名	生 年 月 日
0 0 0 0 1 2 3 4 5 6	フカ ヒラツカ イチロウ ----- 平塚 一郎	明・大・昭 13年 3月 3日
要介護等 状態区分	1 要支援() 2 要介護(2)	
被 保 険 者 住 所	〒254-8686 平塚市 浅間町 9 番 1 号 電話番号 0463(99)9999	
上記保険給付費の支給について、下記の事業者を代理人として定め、給付費の請求・受領に関する一切の権限を委任します。 ○○年○○月○○日 住 所 平塚市 浅間町 9 番 1 号 委 任 者 氏 名 平塚 一郎 (本人) 電話番号 0463(99)9999		
事 業 者 番 号	9 9 2 4 9 9 9 9 9 9	
所 在 地	平塚市平塚12丁目19番20号	
受 任 者 事 業 者 名	浅間建設株式会社	
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 浅間 太郎 電話番号 0463(11)1111	

【お願い】

書類の提出は、必ず着工前に行ってください。また、要介護認定の有効期間内であること、被保険者本人が入院・入所中でないこと、給付制限(支払方法の変更、支払の一時差止)を受けていないことを介護保険被保険者証で必ず確認してください。

要介護認定の新規・区分変更中の方は、認定結果が届いてなければ受領委任払は利用できません。

添付書類

- ・住宅改修が必要な理由書・工事費内訳書(見積書)・住宅改修箇所見取り図(平面図等)
- ・着工前の状態を確認できる書類(改修箇所ごとの改修前の日付入り写真)
- ・住宅の所有者の承諾書(所有者が本人、家族以外の場合)

保 険 者 確 認 欄		
負担割合	添 付 書 類 確 認	審 査
割負担	理 由 書 工事費内訳書 見取り図 着工前写真 所有者の承諾書	
既申請分 内 訳	履 歴 : : :	
認定有効期間: 支・介()	年 月 日 ~	年 月 日

254-0052

(サービス事業者用)
平塚市(介)指令第〇〇〇号
年〇〇月 日

神奈川県平塚市平塚12丁目19番20号

浅間建設株式会社 様

平塚市長
落合 克宏



事業所番号 9924999999

住宅改修費受領委任払承認通知書

申請のありました「住宅改修費受領委任払」について、下記の通りで承認しましたので通知します。

被保険者番号	0000123456		
被保険者氏名	平塚 一郎	生年月日	昭和〇〇年〇〇月 日
利用サービス事業所の所在地及び名称	平塚市平塚12丁目19番20号 浅間建設株式会社		
利用サービスの内容	住宅改修		

【事業者の方へのお願い】

1 利用者から受領する使用者負担額は下記の算定式により算定した額となります。

$$\text{利用者負担額} = \text{保険対象費用} - (\text{保険対象費用} \times \text{給付割合} [1 \text{円未満の端数切捨て}])$$

2 受領委任の必要がなくなった時には、速やかに本市まで御連絡ください。

3 事業者を支給される保険給付相当分(保険対象費用×給付割合[1円未満の端数は切捨て])については、当該住宅改修工事完了後、事業者からの請求に基づき、本市の審査した後に支給されます。

お問い合わせ先 平塚市浅間町9番1号
平塚市 介護保険課
電話番号 0463-23-1111 内線 2472

年 月 日

（提出先）

平塚市長

所在地 平塚市平塚12丁目19番20号

事業者名 浅間建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 浅間 太郎

事業廃止（休止・再開）届出書

次のとおり、事業を廃止（休止・再開）しましたので届け出ます。

事業者番号	9:9:2:4:9:9:9:9:9
廃止（休止・再開）した事業者名	浅間建設株式会社
廃止（休止・再開）した事業者所在地	〒254-0052 平塚市平塚12丁目19番20号
廃止・休止・再開区分	廃止・休止・再開
廃止・休止・再開日	年 月 日
廃止・休止・再開した理由	他社と合併し社名を変更するため。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

(受領委任払用)

(提出先)

平塚市長

被 保 険 者	被保険者番号	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6	申請年月日	年 月 日	
	フリガナ	ヒラツカ イチロウ		生年月日	明・大・昭 年〇〇月 日
	氏名	平塚 一郎		電話番号	0463(99)9999
	住所	〒254-8686 平塚市 浅間町 9番1号			

改 修 種 類	1	手すりの取付け	事業者名称	浅間建設株式会社	
	2	段差の解消		着工日	〇〇年 月 〇〇日
	3	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	完成日	年 月 日	
	4	引き戸等への扉の取替え	改修費用	, 円	
	5	洋式便器等への便器の取替え			
	6	その他付帯して必要となる工事			

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。

年 月 日

住所 〒254-8686
平塚市 浅間町 9番1号
申請者 (本人) 氏名 平塚 一郎
電話番号 0463(99)9999

別添委任状に基づき、居宅介護(介護予防)住宅改修費を代理受領することについて、申し出ます。

右記のコードで債権者登録された口座に振込みをお願いします。

債権者コード 1 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9

事業者番号 9 | 9 | 2 | 4 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9

所在地 平塚市平塚12丁目19番20号

事業者名 浅間建設株式会社
(受任者)

代表者職氏名 代表取締役 浅間 太郎

電話番号 0463(11)1111

必ず工事施工前に本市に受領委任状を提出し、受領委任の適用決定を受けていないと受領委任払はできません。

住宅改修の受領委任払を行う事業者は本市へ事前登録をしていることが必要です。

確認事項	領収書 完成後の状態を確認できる書類(改修箇所ごとの完成後の日付入り写真)						
(保険者使用欄)	受領委任適用決定通知書の写し 追加・変更書類等()						
保険対象費用額	保険給付額	保険対象自己負担額	審査	認定有効期間	要介護状態区分	履歴	割合
				年 月 日 ~ 年 月 日	要支援() 要介護()		

(令和 年〇月サービス分)
介護保険償還払支給(不支給)決定通知書
平塚市(介)指令第〇〇〇号
〇〇年〇〇月 日

254-8686

神奈川県平塚市浅間町9番1号

平塚 一郎 様

平塚市長
落合 克宏



次のとおり決定しましたので、通知します。

被保険者氏名	平塚 一郎	被保険者番号	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6
--------	-------	--------	---------------------

受付年月日	〇〇年〇〇年〇〇日	決定年月日	〇〇年〇〇年〇〇日
本人支払額	, 円		
給付の種類	住宅改修		
支給	する	支給金額	, 円
不支給の理由			

受領委任払の場合は「受領委任分」、
償還払の場合は「口座払」または「窓
口払」のどちらかになります。

支払方法	
お持ちいた だくもの	口座払の場合には、振込先の 口座情報が入ります。
支給場所	受領委任払分
支給期間	金融機関
	口座種目
	口座番号
	口座名義人

受領委任払の場合は、支給額を実際には事業者が代理で受領するため、被保険者にはこのスタンプが押された通知を発送します。(事業者へは別の通知にて支給額を通知します。)

**先に提出していただいた介護
保険居宅介護(介護予防)住宅
改修費受領委任状に基づき、指
定された事業者の口座へ振込み
ますので、御了承ください。**

お問い合わせ先

平塚市介護保険課

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

電話 0463-23-1111

不服の申し立て

この通知について不服があるときはこの通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県介護審査会(横浜市中区日本大通1)に対し審査請求をすることができます。また、審査請求に対する判決があり、なお不服があるときは、判決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に平塚市を被告として(被告を代表するものは、平塚市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する判決を経ないで訴えを提起することができます。審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

(提出先)
平塚市長

事前申請の際は
記載しないこと。

このことについて関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。
0年00月00日

〒254-8686
住 所 平塚市浅間町9番1号 電話番号 0463(23)1111
申請者 氏名 平塚 一郎 本人との関係 本人

フリガナ	ヒラツカ イチロウ	保険者番号	1	4	2	0	3	4				
被保険者氏名	平塚 一郎	被保険者番号	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6
生年月日	明・大・昭 13年3月13日	電話番号	0463-23-1111									
住 所	〒254-8686 平塚市浅間町9番1号											
住宅の所有者	平塚 一郎 本人との関係 本人											
改修の内容・ 箇所及び規模	1階トイレ 手すりの取付け (L字型 L=600 1本)		業者名	浅間建設株式会社								
	1階廊下 手すりの取付け (I型水平 L=900 2本)		着工日	令和0年00月00日								
			完成日	令和0年00月00日								
改修費用	000,000円		改修費用は工事終了後に決定額を記載									

着工日及び完成日は、実際の日付を記載。
施工予定日など事前に記入しないこと。

被保険者と申請者又は振込口座が異なる場合は、被保険者の
意思で☑を入れ、空欄に氏名・続柄を記入してください。

私(被保険者)は、_____ (続柄 _____) に対して、居宅介護(介護予防)住宅改修支給に関する申請
及び保険給付費の受領に関する権限を委任します。なお、私の保険給付費は下記の口座へ振込をお願いします。
注意：別紙「住宅改修が必要な理由書」に、介護支援専門員等が住宅改修が必要と認められる理由を記載し、完成後の
状態が確認できる書類、及び領収書を添付してください。
改修を行った住宅の所有者が同居の家族でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行	本店	種 目	口 座 番 号							
	信用金庫	支店		1 普通預金							
	信用組合	出張所	2 当座預金		0	0	0	0	0	0	0
	農 協	支所	3 その他								
金融機関コード		店舗コード									
0 0 0 0		0 0 0									
フリガナ	ヒラツカ イチロウ										
口座名義人	平塚 一郎										

金融機関コード及び店
舗コードは空欄でも結
構です

保険者記入欄 認定有効期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 負担割合： _____

履歴：	口座：	総費用額	保険給付額	自己負担額	口座確認
：	：				

<P1の「総合的状況」を踏まえ、①改善しようとしている改善動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。

活動	① 改善しようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください。	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください。	④ 改修項目 (改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入(扉の開閉含む) <input checked="" type="checkbox"/> 教員からの立ち戻り(結果をきむ) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()	<p>トイレ内での立ち座り時にふらつきがあり、転倒の危険性がある。また、トイレ内につかまるところがなく、排泄時の姿勢保持ができず、困っている。</p>	<p>できなかつたことのできるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他() <p>手すりを設置することで、立ち座り時の転倒を防止することができる。また、排泄時の自立を促すことができる。また、介護者の負担軽減につながる。</p>	<p>■手すりの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> () トイレ内便器横 L型 1本 () 浴室出入口 1本 () 浴槽脇 1本 () シャワー横 1本 () 玄関上り框横 L型 1本 ()
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 浴室への出入(扉の開閉含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴室での移動(立ち座りを含む) <input checked="" type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持(体幹調整含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座り含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()	<p>浴室の出入口に5cmほどの段差があり、出入りの際にふらつきがあり、姿勢保持が困難である。また、洗い場で洗体時も姿勢保持が困難な状況で立ち上がりも困難である。さらに、浴槽の出入りも不安定であるため、介護者が付き添い入浴している。</p>	<p>できなかつたことのできるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他() <p>浴室出入口に手すりを設置することで安全に出入することができる。また、浴槽脇、シャワー横に手すりを設置することで安全に入浴することができる。介護者の負担軽減につながる。</p>	<p>■段差の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> () 玄関上り框 (固定) () () () <p>□引き戸等への扉の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> () ()
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入(扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()	<p>玄関上り框に30cmほどの段差があり、昇降の際につかまるところもなく転倒・転落の危険性がある。</p>	<p>できなかつたことのできるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他() <p>玄関上り框に手すり、踏み台を設置することによって、安全に昇降することができる。また、介護者の負担軽減につながる。</p>	<p>□便器の取替え</p> <ul style="list-style-type: none"> () () <p>□滑り防止等のための床材の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> () ()
その他の動作	<input type="checkbox"/> その他()	<p>できなかつたことのできるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他() 	<p>□その他</p> <ul style="list-style-type: none"> () () () () 	<p>□その他</p> <ul style="list-style-type: none"> () () () ()

見積書

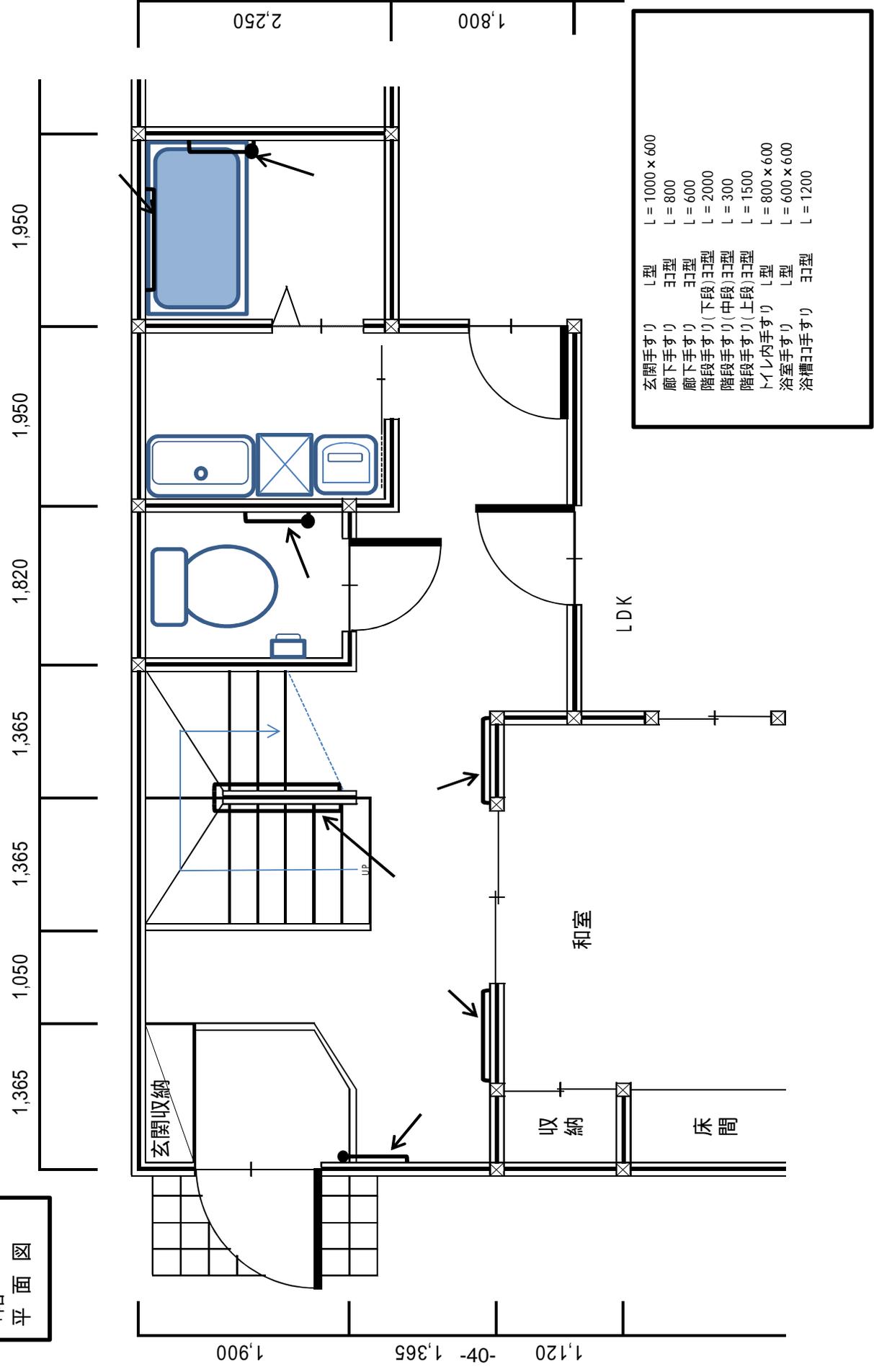
平塚 一郎様邸

令和3年11月4日

株式会社 介護工務店

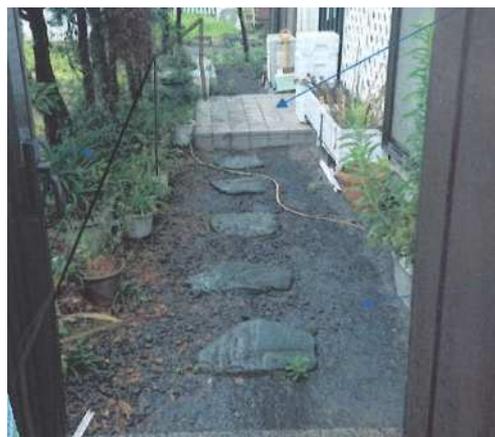
改修場所	内訳	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	備考
	(材料費)						
1階廊下	木製手すり	L=900 平塚木材 A-12	1	本	5,000	5,000	定価6,000円
	エンドブラケット	浅間金属 123-456	2	個	1,500	3,000	定価2,000円
	(施工費)						
	手すり取付工賃		2	箇所	3,000	6,000	
	小計					14,000	
	諸経費					1,400	
	値引き					400	
	合計					15,000	
	消費税					1,500	
	総合計(税込)					16,500	

1階
平面図



工事名称	様邸 手すり取付工事
図面名称	手すり取付計画図
図面名称	浅間建設株式会社 〒264-0052 平塚市平塚12丁目19番20号 TEL 0463-11-1111 FAX 0463-11-1112
承認	
担当	浅間
作成日	

事前写真



途中経過写真（土間コン工事など、完成写真では使用した材料の全てが確認できない工事に添付）



事後写真



〇〇年〇〇月 日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人)

住 所 平塚市浅間町 2 0 番 2 号

氏 名 大 家 かす代 殿

着工日以前の
日付となる

(賃借人)

住 所 平塚市浅間町 9 番 1 号

氏 名 平塚 一郎

私が賃借している下記(1)の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の通り行いたいので、承諾願います。

記

(1) 住 宅	名 称	一 戸 建 貸 家	
	所 在 地	平 塚 市 浅 間 町 9 番 1 号	
	住 戸 番 号		
(2) 住宅改修の概要	個所・部位	内 容	
	トイ レ 廊 下	L 字型手すりの設置 I 型水平手すりの設置	

承 諾 書

上記について、承諾いたします。

(なお、上記改修工事に係る費用については賃借人が負担することとする。)

〇〇年 月 日

(賃貸人)

住 所 平塚市浅間町 2 0 番 2 号

氏 名 大 家 かす代

[注]

- 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
- (1)の欄は、契約書頭書を参考にして記載してください。
- 承諾に当たっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。

〇〇年〇〇月 日

着工日以前の
日付となる

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住 所 平塚市浅間町 2 0 番 1 号

氏 名 平塚 次郎

私は、下記表示の住宅に、平塚 一郎 が

別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅改修を行う住宅(所在地)

平塚市浅間町 9 番 1 号

この「住宅改修承諾書 2」は、賃貸借や使用貸借の契約書を特に取り交わしておらず、同居の親族以外が所有者である場合に必要となります。

公団・市営住宅は、それぞれ別に様式を定めているので、その書式を用いてください。

 介護保険被保険者証		番号	0000123456	
		住所	254-0052 平塚市浅間町9番1号	
フリガナ		ヒラツカ イチロウ		
氏名		平塚 一郎		
生年月日	昭和13年 3月 3日	性別	男	
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
被保険者番号並びに保険者番号	1 4 2 0 3 4	平塚市		
<small>〒254-0052 神奈川県平塚市浅間町9番1号 06613-1101</small>				

要介護認定の確認
 ・要介護状態区分
 ・認定の有効期間

要介護認定区分等 認定年月日 (要介護状態区分の場合 は、基本チェックリスト 上実施)	要介護3 令和〇〇年〇〇月〇〇日
認定の有効期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
居宅サービス等 1月あたり	区分 サービスの内容 単位 種類 支給額
(り)介護支援給付(要介護3)	
認定の意図 審査及び サ一ビスの 指定	

給付制限欄の確認
 ・制限項目
 ・制限期間

給付制限	内容	期間
給付額減額		開始年月日 令和〇〇年〇月〇日 終了年月日 令和〇〇年〇月〇日
給付制限		開始年月日 令和〇〇年〇月〇日 終了年月日 令和〇〇年〇月〇日
住宅介護支援事業等 は介護予防支援事業者 及びその事業所の名称		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
介護保険施設等		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
	施設 名称	入所 年月日 入院 年月日
	施設 名称	通所 年月日 通院 年月日
	施設 名称	入所 年月日 入院 年月日
	施設 名称	通所 年月日 通院 年月日

6 . 住宅改修に係る Q & A

(W A M N E T 掲載の Q & A より)

共通事項

Q . 要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

A . 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [5])

Q . 家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

A . 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [7])

Q . 介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。

A . 可能である。

(18.3.27 介護制度改革 information vol.80 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A(vol.2) [51])

Q . 現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。

A . 入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱い差し支えない。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [6])

Q . 賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

A . 住宅改修の支給対象とはならない。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [2])

Q．住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

A．竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [1])

Q．分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

A．賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [4])

Q．賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

A．賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [3])

Q．領収証は写しでもよいか。

A．申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [1])

Q．申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。

A．工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [3])

Q．介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の1割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。

A．介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。

なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。

(14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A (3))

Q . 住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。

A . 3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。

(18.3.27 介護制度改革 information vol.80 平成 18 年 4 月改定関係 Q & A(vol.2) (50))

Q . 支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。

A . 工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 (2))

Q . 居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費について、限度額管理期間中に負担割合が変更となった場合の支給限度額の算定方法はどのように行うか。

A . 支給限度額については、被保険者の負担割合に関わらずこれまで通りであり、居宅介護福祉用具購入費であれば購入費用の額が年間合計 10 万円、居宅介護住宅改修費については、現居住につき 20 万円であるため、その範囲の中で運用されたい。

(2015.6.29 事務連絡 介護保険最新情報 vol.486 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についての Q & A 【 6 月 29 日版】の送付について (問 6))

Q . 居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費について、負担割合の判定は領収書記載日時点で行うとあるが、受領委任払いの場合はどう取り扱えばよいか。

例 1 : 福祉用具の納品が 6/30、受領委任払いで 7/30 に本人の口座から引き落とし、8月中旬に領収書発行

例 2 : 福祉用具の納品が 7/30、受領委任払いで 8/30 に本人の口座から引き落とし、9月中旬に領収書発行

A . 従前より居宅介護福祉用具購入費および居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする場合、市町村等に提出する書類には領収書が含まれており、そのような提出書類等を確認した上で給付を行うこととしていることから、領収書記載日時点の負担割合を適用することとしている。例えば、例 1 では、8月1日を境に2割負担となった場合、自己負担分の領収日はあくまでも7月30日と解されるので、1割負担となる。

ただし、口座引き落とし等により事業者が領収する時期が遅れる場合であって、当該時期の遅れにより利用者負担割合が変更になってしまうような事例については、変更前の利用者負担割合により対応されたい。

例えば、例2で8月1日を境に2割負担となった場合、領収日は8月30日と解されるが、口座引き落としではなく、納品日である7月30日に事業者が領収した場合に1割負担であることの均衡を考慮し、1割負担と扱うこととなる。

なお、保険者が国保連合会に送付する償還明細書情報については、サービス提供年月時点で負担割合を判定するので、例1及び2の場合は、サービス提供年月に7月と設定して送付すること。

(2015.6.29 事務連絡 介護保険最新情報 vol.486 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】の送付について〔問7〕)

浴室

Q.(住宅改修)脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次のから の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。

水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。

浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事

の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事

A. から いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。

(14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A〔 1 〕)

Q. 床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

A. 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2〔 4 〕)

Q. 平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。

A. 浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

(14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A〔 2 〕)

トイレ

Q. リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象

となるか。 洋式便器をかさ上げる工事 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A . は支給対象となる。 については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。 については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2〔 10 〕）

Q . 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

A . 介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。

（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2〔 12 〕）

Q . 和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。

A . 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあつては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2〔 11 〕）

Q . 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。

A . 腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。

（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2〔 13 〕）

手すり

Q . 手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（柵状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。

A . 支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。

（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2〔 1 〕）

段差解消・スロープ

Q . 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。

A . 貴見のとおり。

対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。

(12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について)

Q . 玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

A . 玄関の上がり框 (かまち) への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。

(12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について)

Q . 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

A . 玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

(12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について)

Q . (住宅改修) 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。

A . 式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [5])

Q . 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

A . 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [6])

ドア・戸・扉

Q . 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

A . 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [9])

Q . 門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

A . 引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。

(12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A

について)

Q．扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

A．扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [8])

床又は通路面の材料

Q．「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。

A．居室要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。

(29.7.30 全国介護保険担当課長会議資料 平成 29 年介護保険制度の改革等に関する FAQ)

Q．滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

A．いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 [7])

Q．通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。

A．いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

(12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について)

Q．住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。

A．「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。

(12.3.31 事務連絡 介護保険最新情報 vol.59 介護報酬等に係る Q&A [1])

Q．通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

A．例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。
路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

(12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A に
ついて)

7. 関係法令等

介護保険法（抜粋）

平成9年法律第123号

（居宅介護住宅改修費の支給）

第四十五条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

- 2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
- 4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。
- 5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。
- 7 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。
- 8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第四十九条の二 第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

8 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第七項

- 2 第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける同項各号に掲げる介護給付については、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

（介護予防住宅改修費の支給）

第五十七条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。

- 2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 介護予防住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
- 4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する介護予防住宅改修費の額の総額は、介護予防住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。
- 5 前項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の介護予防住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防住宅改修費支給限度基準額とすることができる。
- 7 介護予防住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。
- 8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十九条の二 第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 介護予防住宅改修費の支給 第五十七条第三項、第四項及び第七項

- 2 第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける同項各号に掲げる予防給付については、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

介護保険法施行規則（抜粋）

平成11年厚生省令第36号

（居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合）

第七十四条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者

の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(居宅介護住宅改修費の支給の申請)

第七十五条 居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、住宅改修(法第四十五条第一項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。)を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
 - 二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
 - 三 介護支援専門員その他居宅要介護被保険者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
 - 四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
 - 五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
 - 六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
 - 七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。
- 3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要介護被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

(居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法)

第七十六条 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

- 一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第四十五条第五項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額
- 二 居宅要介護被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅(以下この条において「現住宅」という。)以外の住宅であって現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額
- 三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分

の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

- 2 前項の規定にかかわらず、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合における法第四十五条第四項の規定により算定する額は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

(介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第九十三条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(介護予防住宅改修費の支給の申請)

第九十四条 介護予防住宅改修費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、住宅改修を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類等を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
 - 二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
 - 三 介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
 - 四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
 - 五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
 - 六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
 - 七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。
- 3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要支援被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

(介護予防住宅改修費の上限額の算定方法)

第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

- 一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第五十七条第五項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額
- 二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅(以下この条において「現住宅」という。)以外の住宅であつて、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適

用される場合にあつては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

- 三 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じた額の合計額

告示

居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額

(平成十二年二月十日)
(厚生省告示第三十五号)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十五条第五項及び第五十七条第五項の規定に基づき、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額

(平一八厚労告一四六・改称)
二十万円

介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額

(平成十二年二月十日)
(厚生省告示第三十九号)

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第七十六条第二項の規定に基づき、介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第七十六条第二項に規定する介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十五条第四項の規定により算定する額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既に行った現に居住している住宅に係る住宅改修(以下「過去住宅改修」といい、当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)第三条の規定による改正前の法第五十七条第一項の規定による居宅支援住宅改修費(以下「居宅支援住宅改修費」という。))の支給を受けたものに限る。)の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定(以下この号において「高度要介護認定」という。)を受けてい

た日がある場合 イの額及びロの額の合計額から八の額を控除して得た額

- イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(八において「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

- 八 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

要介護一	要介護四又は要介護五
要介護二	要介護五

- 二 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定(以下この号において「高度要介護認定」という。)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額から八の額を控除して得た額

- イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(八において「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

- 八 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

要支援一	要介護三、要介護四又は要介護五
要支援二	要介護四又は要介護五

- 三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護認定」という。)を受け

ていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額から八の額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(八において「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合)にあっては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合)にあっては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合)にあっては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合)にあっては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

四 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において高度要介護認定を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額から八の額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(八において「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合)にあっては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合)にあっては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合)にあっては、八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合)にあっては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(平成十一年三月三十一日)
(厚生省告示第九十五号)

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十五条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(平一厚告四八一・改称)

介護保険法第四十五条第一項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、一種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。

一 手すりの取付け

二 段差の解消

三 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

四 引き戸等への扉の取替え

五 洋式便器等への便器の取替え

六 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

(平成一二年一月三十一日 老企第三十四号)

(各都道府県介護保険主管部(局)長あて)

(老人保健福祉局企画課長通知)

(改正 平成一二年一二月二日 老振第七十八号)

(改正 平成一五年二月二日 老振発第 0224001 号)

平成一五年四月一日から適用

(改正 平成二四年三月三〇日 老高発 0330 第 2 号・老

振発 0330 第 9 号・老老発 0330 第 1 号)

平成二四年四月一日から適用する。

介護保険法(平成九年法律第一二三号。以下「法」という。)第七条第一七項の規定に基づく「厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」、法第四条第一項の規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」及び法第五条第一項規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」については、平成一一年三月三十一日厚生省告示第九三三号、第九四四号及び第九五五号(以下それぞれ「貸与告示」、「購入告示」及び「住宅改修告示」という。)をもって公布され、平成一二年四月一日より適用されるところであるが、その内容及び取扱いは別添のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

第 1 福祉用具

(省略)

第 2 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 床段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「床段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第三項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる床段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事及び玄関の外から道路までの段差解消等屋外の工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

床段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

床材の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強

扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

(平成12年老企第42号)

改正 平一八老計発 0331002・老振発 0331002・

老老発 0331015

(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

介護保険における居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給に関しては、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))及び「厚

生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成11年厚生省告示第95号。以下「種類告示」という。))において所要の規定を整備しているほか、「居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額(平成12年厚生省告示第35号。以下「基準額告示」という。))及び「介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第45条第4項の規定により算定する額(平成12年厚生省告示第39号。以下「特例告示」という。))が平成12年2月10日に公布され、同年4月1日から適用することとされたところである。このうち、種類告示の内容及び取扱いについては、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号当職通知)」においてお示ししたところであるが、このほか、居宅介護住宅改修費等の支給の取扱いは下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、居宅介護支援事業者等に周知の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 住宅改修費の支給限度額

(1) 支給限度基準額

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額を20万円としたところである。

このため、20万円までの住宅改修を行うことが可能であり、20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円(法第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては16万円、法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定が適用される場合にあっては14万円)となるものである。

(2) 支給限度額管理

支給限度額と要介護状態区分等との関係

基準額告示においては、居宅介護住宅改修費支給限度基準額は要介護状態区分にかかわらず定額(20万円)とし、介護予防住宅改修費支給限度基準額も同額としたところである。また、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、居宅介護住宅改修費の支給と介護予防住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で統一的に管理される。すなわち、要介護状態区分が変更された場合、要介護者が要支援者になった場合又は要支援者が要介護者になった場合であっても、それをもって支給限度額に変更があるわけではなく、支給限度額は、以前に支給された住宅改修費の額を支給限度基準額(20万円)から控除した額となる。

また、平成18年4月1日前に居宅支援住宅改修費が支給されている場合には、その支給額は「以前に支給された住宅改修費の額」に算入され、支給限度額は、支給限度基準額(20万円)からこれを控除した額となる。

ただし、施行規則第76条第2項の規定及び特例告示により、過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている状態(次に掲げる要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合)で行った住宅改修について、初めて住宅改修費の支給を受ける場合には、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、改めて支給限度基準額

(20万円)までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。なお、この取扱いは1回に限られる。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 (平成18年4月1日以降) 旧要支援(平成18年4月1日前)

転居した場合の支給限度額管理

支給限度額管理は、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、現に居住している住宅に係る住宅改修費のみを対象として行うこととしており、当該住宅以外の住宅について支給された住宅改修費については、支給限度額管理の対象とはならない。よって、転居した場合には改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。

(注)これらの具体的取扱いについて別紙として解説を作成したので活用されたい。

2 住宅改修費の支給申請

(1) 事前申請

被保険者は、住宅改修を行おうとする前に、以下の申請書又は書類の一部を市町村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これらの提出される書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、被保険者に対して、その確認結果を事前に教示することとする。

その際、市町村は、被保険者の誤解を招くことのないよう、住宅改修完了後に行われる住宅改修費の支給決定とは異なるものであることを合わせて説明する必要がある。

申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第1項第1号及び第2号)第1号の「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を行う工事種別(種類告示の第1号から第5号までの別)ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとするが、「当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの」においてこれらの内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。

また、第2号の「住宅改修に要する費用の見積もり」は住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもので、別紙2の様式を標準とする。また、居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。

なお、当該被保険者に対して居宅サービス計画等が作成されている場合は、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、申請書への記載を省略して差し支えない。

住宅改修が必要な理由書(施行規則第75条第1項第3号、第94条第1項第3号)第3号の「住宅改修について必要が認められる理由が記載

されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するもので、別紙3の様式を標準とする。

また、当該書類を作成する者は、基本的には居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員等とするが、市町村が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれるものである。ただし、当該書類を作成しようとする者が、当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成している者と異なる場合は、十分に連絡調整を行うことが必要である。

なお、介護支援専門員等が当該書類を作成する業務は居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできない。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすること等は認められない。

住宅改修の予定の状態が確認できるもの(施行規則第75条第1項第4号、第94条第1項第4号)

第4号の「住宅改修の予定の状態が確認できるもの」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真や簡単な図で示したものとする。

(2) 事後申請

被保険者が住宅改修を完了し、次に掲げる書類を市町村に提出したときには、市町村は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給が必要と認めた場合、住宅改修費の支給を決定する。

「住宅改修に要した費用」(施行規則第75条第1項第5号、第94条第1項第5号)

「住宅改修に要した費用」については、住宅改修費の支給対象となる住宅改修費の費用とする。

領収証(施行規則第75条第1項第6号、第94条第1項第6号)

第6号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」には、工事費内訳書も添付する。工事費内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費を適切に区分したものとする。

なお、領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載して差し支えないが、この場合、「住宅改修に要した費用」が種類告示の第1号から第6号までに掲げる住宅改修に要した費用として適切に算出されたものであることがわかるよう、工事費内訳書において算出方法を明示するものとする。

完成後の状態を確認できる書類等(施行規則第75条第1項第7号、第94条第1項第7号)

第7号の「住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後のそれぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるものとする。

住宅の所有者の承諾書(施行規則第75条第3項、第94条第3項)

当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修についての所有者の承諾書が必要であるので留意されたい。

(3) やむを得ない事情がある場合の手続き(施行規則第75条第2項、第94条第2項)

やむを得ない事情がある場合とは、入院又は入所者が退院

又は退所後の住宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着手する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合等をいう。

また、平成 18 年 4 月 1 日前に住宅改修に着手した場合についても、当該やむを得ない事情がある場合に該当するものである。

なお、事前申請制度が定着する当分の間、事前に申請がなかった住宅改修についても、当分の間、「やむを得ない事情がある場合」として、経過的に保険者の判断で運用することは差し支えない。

3 住宅改修費の算定上の留意事項

(1) 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱うが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象とならないものである。

(2) 新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とならないものである。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とならないが、廊下の拡張にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となり得るものである。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出する。

(4) 被保険者自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とするものである。この場合、施行規則第 75 条第 1 項第 6 号及び第 94 条第 1 項第 6 号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することとする。なお、この場合であっても、必要となる書類に変更はないので留意されたい。

(5) 一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能である。ただし、一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとする。したがって、例えば被保険者が 2 人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能であるが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなる。

4 支援体制等の整備

(1) 支援体制の整備

住宅改修は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に勘案することが必要であり、福祉用具と同様に個別性が強いものである。また、ひとたび住宅改修を行うと、簡単に修正できるものではないことから、2の(1)で事前に提出される申請書又は書類により、当該申

請に係る住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、事前に被保険者に対して、その確認結果を教示するとともに、被保険者からの事前の相談に対し適切な助言等を行うことができるよう、市町村は、都道府県、関係機関、関係団体、居宅介護支援事業者等とも連携を図り、住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者等による支援体制を整備することが望ましい。

なお、市町村は、地域支援事業の一つである福祉用具・住宅改修支援事業として相談、助言等の事業、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業を行うことが可能である。

(2) 事業者に係る情報提供

被保険者が住宅改修の事業者を適切に選択できるよう、市町村は住宅改修の事業者に関する情報を提供することが重要である。特に、高齢者の住宅改修は一般の住宅改修と異なり、高齢者の心身の状況等を勘案すること、要介護状態の変化にも適切に対応していくこと等が求められるため、事業者に関し、高齢者の住宅改修の実績や、アフターサービスの方針等の情報についても提供するように留意することとされたい。

(3) 事業者等に対する研修事業の実施

適切な住宅改修が行えるよう、住宅改修の事業者の育成も重要であり、関係機関、関係団体等の協力を得て、都道府県又は市町村が研修事業を行うことが望ましい。

(4) 事業者に対する質問・検査等

市町村は、住宅改修の支給に関して必要であると認めるときは、法第 45 条第 8 項、法第 57 条第 8 項の規定により、住宅改修を行う者又は住宅改修を行った者に対して、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、関係者への出頭を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

(5) 市町村における介護保険とは別の住宅改修に関する助成制度

一部の市長村においては、法施行前から住宅改修について助成事業が行われているところであるが、法施行後も、法における住宅改修費の支給対象外の工事及びその費用が支給限度基準額を超えて行われる工事について、助成を行うことは可能である。

ただし、法に基づく住宅改修費の支給対象となる住宅改修を助成対象とする場合、法に基づく住宅改修費の支給を確実に優先させるためには、これを超える分について地方公共団体の単独事業として助成する旨の調整規定を、当該事業の根拠である条例等に盛り込むことが必要である。

(別紙)

住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いに関する解説

(1) 要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が 3 段階以上上がった場合

例外 1

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給可能（以下「3段階リセットの例外」という。）

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護 5
第五段階	要介護 4
第四段階	要介護 3
第三段階	要介護 2
第二段階	要支援 2 又は 要介護 1
第一段階	要支援 1 又は 経過的要介護 旧要支援

- ・したがって、要支援 1 から要介護 2 となった場合、要介護等状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっておらず、3段階リセットの例外は適用されない。
- ・「介護の必要の程度」の段階は3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されない。
- ・3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われる。
- ・3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回しか適用されない。
- ・ただし転居した場合（例外 2 参照）は、転居後の住宅改修に着目し3段階リセットの例外が適用される。

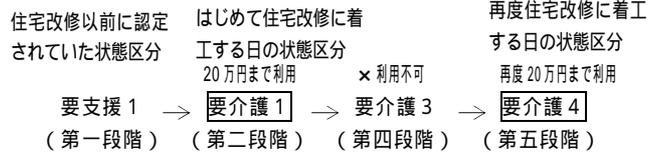
初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合（次の14通り）は再度20万円まで住宅改修費が支給可能となる。

旧要支援	要介護 3 要介護 4 要介護 5
要支援 1	要介護 3 要介護 4 要介護 5
要支援 2	要介護 4 要介護 5
経過的要介護	要介護 3 要介護 4 要介護 5
要介護 1	要介護 4 要介護 5
要介護 2	要介護 5

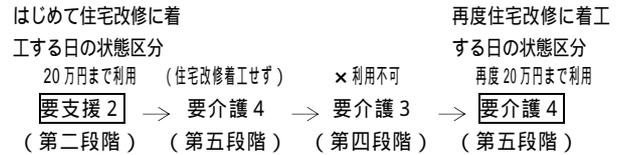
ただし、この3段階以上というのは、着工日の要介護等状態区分を比較するものであり、その他の要介護等状態区分の履歴は関係ないことに留意されたい。

したがって、初めて認定された要介護等状態区分、例えば、要支援 1 と認定されたもののその時点では住宅改修

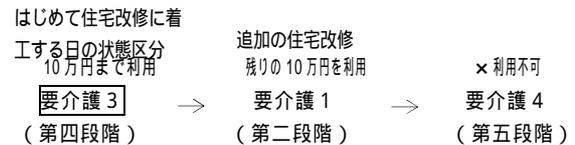
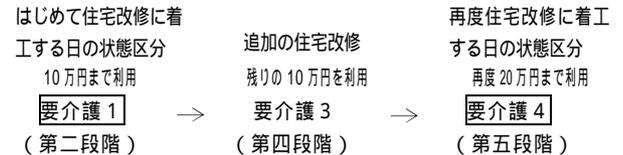
を行わず、要介護 1 となってから初めて住宅改修を行った場合は、要介護 1 を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に再度20万円まで支給が可能となる。



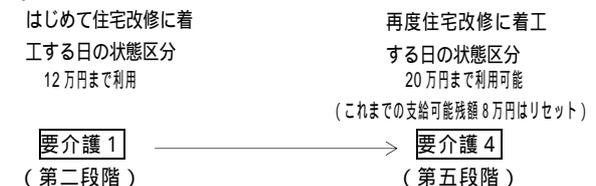
一方、要支援 2 のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護 4 の認定を受けたもののこの時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護 3 と変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要件を満たしていないため3段階リセットの例外は適用されない。この場合、再び要介護 4 又は要介護 5 の認定がなされれば、再度20万円まで支給が可能となる。



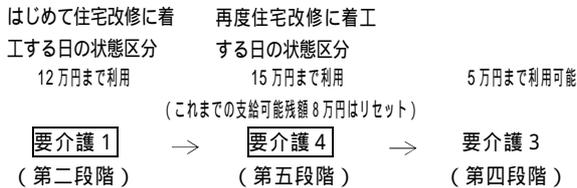
さらに、要介護 1 の時に初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護 3 の時点でも10万円の住宅改修費の支給を受けた場合であっても、要介護 4 となった場合、初めて住宅改修を行った要介護 1 を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がっているため、再度20万円まで支給が可能となるが、逆に 要介護 3 の時に初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護 1 の時点で10万円の住宅改修費の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護 3 が基準となるので、要介護 4 となった場合でも再度の住宅改修費の支給はできないこととなる。



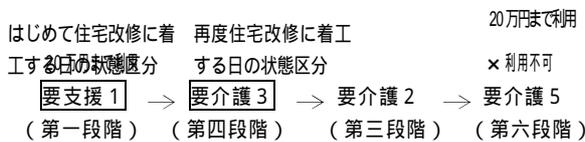
また、以前の住宅改修で20万円まで支給を受けておらず支給可能残額があっても、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は20万円となる。したがって、要介護 1 の時に12万円の支給を受け、その後要介護 4 で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となる。



ひとたび3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされる。要介護1の時に12万円の住宅改修を行い、その後要介護4で15万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護3となっても支給限度額管理はリセット後で行われるため5万円までの住宅改修費の支給が可能となる。なお、要介護1のときの支給可能残額8万円はすでにリセットされており、復活することはない。



3段階リセットの例外は、一の被保険者につき1回限りであり、再び「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合も適用されない。

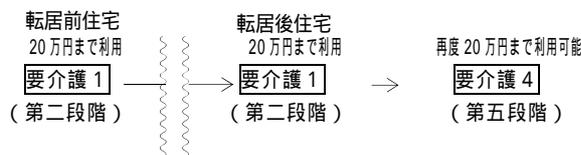


(2) 転居した場合

例外2

- ・ 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能(以下「転居リセットの例外」という。)
- ・ 3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用(転居リセットの例外が優先)
- ・ 転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにかかわらず、転居後の住宅について20万円まで住宅改修費の支給が可能となる。また、3段階リセットの例外も転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とする。



さらに、転居前の住宅に再び戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなり、したがって、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のもものが適用されることとなる。

